

密接公益法人に関する指導指針等の改正について（お知らせ）

国家公務員法に関する公益法人に対する指導指針等の改正のポイント

● 密接公益法人への該当の有無について、各法人における公表の必要がなくなります

従来、密接公益法人への該当の有無について、法人におけるウェブサイトでの情報提供等による周知をお願いしておりましたが、今後は、不要となります。なお、密接公益法人に該当する法人について引き続き内閣人事局HPで公表を行いますので、密接公益法人への該当の有無に関する内閣人事局への報告や書類の作成は引き続き必要となります。

● 密接公益法人への該当の有無に変更がない場合の報告は不要となります

密接公益法人への該当の有無について、前年度と変更がない場合は報告が不要となります。一方、新たに密接公益法人に該当することとなった場合、（これまで該当していたが）該当しないこととなった場合、該当している法人の名称に変更があった場合は引き続き報告が必要です。なお、該当の有無の確認は、公益認定を受けたときに、及び毎事業年度の終了後原則として3か月以内に行い、該当することとなった場合等は速やかに内閣人事局に報告を行ってください。

● 密接公益法人に該当する場合等の報告先（内閣官房内閣人事局）のメールアドレスが変わります

新しい報告先：missetsu-hokoku.x9y@cas.go.jp ※従前のメールアドレスは平成30年11月末まで有効です。

（参考）密接公益法人とは

- 一般職国家公務員のうち管理職職員であった者及び行政執行法人の役員であった者は、離職後2年間、公益社団法人又は公益財団法人のうち、国と特に密接な関係がある公益法人の役員等の地位に就こうとする場合には、あらかじめ、本人の氏名、再就職予定日、再就職先の名称、再就職先における地位などの情報を、内閣総理大臣に届け出ることとされています。
- 国と特に密接な関係がある公益法人とは、以下のいずれかに該当する法人（いずれも一部の場合を除く）です。
 - ① 直近事業年度決算において、当該公益法人が国から受けた給付金のうちに占める当該公益法人が第三者へ交付した当該給付金等の金額の割合が二分の一以上であるもの
 - ② 直近事業年度決算において、当該公益法人の収入金額の総額に占める当該公益法人が国から受けた給付金等の総額の割合が三分の二以上であるもの
 - ③ 法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分により、試験、検査、検定その他これらに準ずる国の事務又は事業を行うもの
 - ④ 当該公益法人が独自に行う試験、検査、検定その他これらに準ずる事務又は事業を奨励することを目的として国が行う法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分を受けて、当該事務又は事業を行うもの